

J1	J2	J3
K1	K2	K3
L1	L2	L3

凡例
 都市機能誘導区域
 居住誘導区域

誘導施設

[都心地区]

医療施設
 (地域医療支援病院)
 ・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター
 ・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター

商業施設(スーパー・百貨店等)
 ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準商業分種(総務省: H25.10&11の
 小分種のうち、
 561 「その他各種食品小売業」
 562 「食料品小売業」
 563 「鮮肉・鮮魚小売業」
 564 「鮮魚小売業」

商業施設(温浴施設)
 ・松山市温浴法第3条第1項に規定される温浴施設

教育施設
 (大学・短大・専修学校)
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・第134条に規定される専修学校
 ・第134条に規定される各種学校

文化施設
 (図書館・美術館・博物館等)
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第1条に規定される博物館
 ・美術館・博物館、博物館用施設

文化施設(ホール)
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

[その他地区]

商業施設(スーパー・百貨店等)
 ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準商業分種(総務省: H25.10&11の
 小分種のうち、
 561 「その他各種食品小売業」
 562 「食料品小売業」
 563 「鮮肉・鮮魚小売業」
 564 「鮮魚小売業」

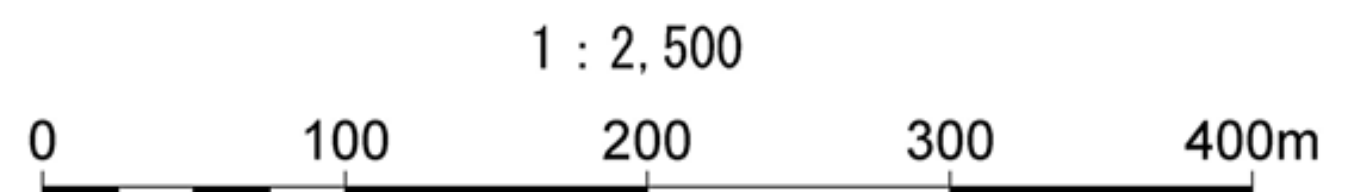
教育施設
 (大学・短大・専修学校)
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・第134条に規定される専修学校
 ・第134条に規定される各種学校

文化施設
 (図書館・美術館・博物館等)
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第1条に規定される博物館
 ・美術館・博物館、博物館用施設

文化施設(ホール)
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

[誘導区域と災害ハザード]
 ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
 ・災害ハザードの詳細は、「防災マップ(防災マップ)」、「まつやま内水ハザードマップ」、愛媛県庁などでご確認ください。

都市機能誘導区域
 松山空港線沿線地区



この地図は、「松山市都市計画図(平成29年2月修正)」を基図にしています。
 平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系